

川場村と東京農業大学との連携に関する協定書

平成24年1月20日

川場村（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲における地域活性化と乙における教育・研究の充実に寄与することを目的として、次の事項に関して相互に協力し連携交流を推進する。

- (1) 甲の地域資源・環境をもって乙の教育・研究活動への協力及び目的達成に資する取組に寄与すること。
- (2) 乙における教育・研究成果及び知的財産等を生かし、国内外に発信できる甲の地域活性化を目指した取組に寄与すること。

（連携及び協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携し、協力する。

- (1) むらづくり及び人づくりに関すること。
- (2) 自然、環境、産業及び地域振興に関すること。
- (3) 教育及び文化の発展に関すること。
- (4) 環境に配慮した、安全でクリーンな森林等地域資源の生産と、それらを活用した再生可能エネルギーの創出等、新たな“ふるさと”づくりに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

（連絡会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙で構成する連絡会議を設置する。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印の上、各々1通を保有する。

甲 群馬県利根郡川場村大字谷地2390番2

川場村

村長

閑

清



乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

東京農業大学

学長

大澤貞秋

